るものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備） **第六十五条**　発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリ（設置許可基準規則第二条第二項第三十七号に規定する原子炉格納容器バウンダリをいう。）を維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を施設しなければならない。 2　発電用原子炉施設（原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるものに限る。）には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を施設しなければならない。 3　前項の設備は、共通要因によって第一項の設備の過圧破損防止機能（炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。 （運転員が原子炉制御室にとどまるための設備） **第七十四条**　発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第三十八条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。	（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備） **第六十五条**　発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を施設しなければならない。 ［項を加える。］ （原子炉制御室） **第七十四条**　第三十八条第一項の規定により設置される原子炉制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を施設しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○原子力規制委員会規則第十六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十四第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を別表により改正する。この場合において、条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十四第一項の規定による認可を受けている者に対するこの規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第八十四条の二並びに第九十二条第一項第二十一号の二及び同条第三項第十八号の二の規定の適用については、平成三十年十二月三十一日まで（この規則の施行の際現に原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第一項の規定による保安規定の変更の認可を申請している者で平成三十年十二月三十一日までに当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分を受けていないものにあっては、当該処分がされる日までの間は、なお従前の例による。ただし、この間に行われる法第四十三条の三の二十四第一項の規定による認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十一号の二又は同条第三項第十八号の二に掲げる事項に係るものに限る。）については、この限りでない。

別表　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備） **第八十四条の二**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における	［条を加える。］